

公益社団法人白河青年会議所 登録制ボランティアスタッフ規約

第1条（名称）

公益社団法人白河青年会議所（以下「当青年会議所」という）の事業及びイベントに従事する登録制ボランティアスタッフを「白河JCボランティアスタッフ」（以下「ボランティア」という）と称します。

第2条（事務局）

当青年会議所の事務局は、福島県白河市大手町4-2 白河JC会館に置きます。

第3条（本規約の目的）

本規約は当青年会議所の目的を達成する為、ボランティアに参加するすべての方に遵守していただくべき資格等について定めたものとなります。ボランティア登録を行う上で、本規約に必ず同意していただく必要があります。

第4条（活動内容及び範囲）

ボランティア活動内容については、当青年会議所より都度案内するメールやFAX、またはホームページをご参照下さい。活動範囲については、当青年会議所主催・共催または協力する事業・イベント等となります。

第5条（ボランティア登録要件）

- (1) しらかわ地域（白河市、西郷村、矢吹町、泉崎村、中島村）が大好きで、地域貢献や町おこしに興味・意欲のある方。
- (2) 登録しようとする時点で18歳以上であること。
- (3) 暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 本規約に同意頂ける方

第6条（ボランティア登録事項）

ボランティアとして登録する事項は以下とします。

- (1) 顔写真
- (2) 氏名
- (3) 性別
- (4) 生年月日
- (5) 住所
- (6) 電話番号
- (7) メールアドレス
- (8) 職業または学校名
- (9) 緊急連絡先の氏名、住所、電話番号

第7条（ボランティア登録者名簿の作成）

当青年会議所は、ボランティア活動を促進するため「ボランティアスタッフ名簿」（以下「名簿」という。）を作成し、当青年会議所が管理するものとし、登録者の個人情報等、当青年会議所が保有している登録者に関する個人情報を、当青年会議所の事業等での連絡などに利用する以外には一切利用しないものとします。

当青年会議所では登録者に対し、登録者自身が自主的に公開している個人情報については、その責任を負いません。

第8条（ボランティア登録の期間・更新）

ボランティア登録期間は、当青年会議所にて登録承認した日からその年の12月31日までとします。尚、12月31日までに登録取り消しのお申し出が無い場合には自動更新となります。以降の年も同様です。

第9条（ボランティア登録の変更・取り消し）

ボランティアはボランティア登録時に記載した事項に変更が生じた場合、または、登録の取り消しを行う場合は当青年会議所に速やかに報告するものとし、

第10条（ボランティア登録の抹消）

当青年会議所はボランティアが以下に該当する行為を行った場合、登録を抹消し、ボランティア登録の資格を抹消させていただきます。

- (1) 当青年会議所及びボランティア、その他当青年会議所に関連する個人、団体を誹謗中傷する行為及び損害を与える場合
- (2) 法令に反する場合
- (3) 公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 政治・宗教・営利活動等を目的としている場合、また活動を行った場合
- (5) 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合
- (6) その他、本規約のいずれかに違反した場合

第 11 条 (ボランティア登録証の返却)

ボランティア登録時にお渡しする登録証は、ボランティア登録の取り消しまたは抹消した場合は速やかに当青年会議所に持参いただくか、郵送にてご返却ください。なお、郵送の場合はおそれいりますが貴殿にて郵送費をご負担ください。

第 12 条 (ボランティア保険)

当青年会議所は、登録者がボランティア活動を行う際の事故等を補償するため、ボランティア保険に加入します。

第 13 条 (活動情報の案内・配信)

ボランティアに登録すると、当青年会議所の事業・イベントや講演会・セミナー観覧、慰労会等の案内をメールまたは FAX にてお知らせいたします。また、場合によっては、参加・不参加の確認や電話での個別連絡を行います。

第 14 条 (留意事項)

ボランティアは以下の事項を遵守し活動します。

(1) 活動の報告

ボランティアが活動するにあたり、必要に応じ当青年会議所に対し活動内容の進捗状況等を報告する。トラブル等が発生した場合にも当青年会議所に速やかに報告をするものとします。

(2) 秘密保持・個人情報

ボランティアは、登録期間中及び登録解除後であっても当青年会議所の許可なくして当青年会議所の名称、各種資料、情報を使用・公開することはできません。当青年会議所の名称、各種資料、情報、個人情報、その他知り得た情報を使用・公開する場合は事前に当青年会議所の承諾を必要とします。

(3) ボランティアは、Facebook や Twitter などのソーシャルメディアにおいて、当青年会議所の事業・イベント等への参加者、他のボランティアや白河 JC メンバーに関する差別的、誹謗中傷と受け止められる発言、プライバシーに関する投稿は行ってはいけません。

(4) 事故・トラブル等における責任

当青年会議所の活動においてボランティアは個人が全責任を負い、活動により損害が生じた場合においても、当青年会議所の故意または重大な過失による場合を除き、当青年会議所は一切の責任を負いません。また、ボランティアの活動により第三者に対して損害等を与えることがあった場合、当青年会議所はその責任を負いません。本規約違反及び法令の定めにより違反したことにより当青年会議所に損害を及ぼした場合、当該損害についてボランティアは賠償する責任を負います。

第 15 条 (本規約の変更)

当青年会議所は、運営のために必要と判断される場合、当青年会議所理事会の決定及び承認を経て本規約を変更する場合があります。

附則 この規約は 2017 年 1 月 11 日から施行します。

.....
以下は FAX で応募された方のみご記入ください

以上の誓約事項、及び注意事項の内容を理解し、同意したことを証明する為、次に署名捺印します。

氏名： _____ ㊞